2　日当の最高額に関する規定の整備
参考人の日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、八〇〇円から八、〇五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第二項関係）
3　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第二項のうち、日当の最高額の引上げに関する改正規定は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇**公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令**（政令第七七号）（金融庁）

1　旅費に関する規定の整備
㈠　参考人又は鑑定人が請求することができる旅費の種目を、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費とし、旅費の額を、旅行のため現に支払った額と基準額を種目ごとに比較し、いずれか少ないほうを合計した額とすることとした。（第一条第一項及び第二項関係）
㈡　参考人又は鑑定人がやむを得ない事情により旅行を中止又は変更したときは、当該旅行のために既に支出した金額のうちその者の損失となる金額等を旅費として請求することができることとした。（第一条第三項関係）
㈢　旅費の各種目の基準額の内容を定めることとした。（第二条関係）
2　日当の最高額に関する規定の整備
参考人の日当の最高額を八、二〇〇円から八、四五〇円に、鑑定人の日当の最高額を七、八〇〇円から八、〇五〇円に、それぞれ引き上げることとした。（第三条第二項関係）
3　その他
その他所要の規定の整備を行うこととした。
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。ただし、第三条第二項のうち、日当の最高額の引上げに関する改正規定は、令和七年七月一日から施行することとした。

◇**原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第七八号）（厚生労働省）

1　原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令**（政令第七九号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**予防接種法施行令の一部を改正する政令**（政令第八〇号）（厚生労働省）

1　定期の予防接種を行うB類疾病として帯状疱疹を定めるとともに、その対象者を次に掲げる者とすることとした。（第二条及び第三条関係）
㈠　六五歳の者
㈡　六〇歳以上六五歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
2　予防接種法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（第一一条～第一三条、第一七条、第一八条、第二一条、第二四条及び第二六条関係）
3　令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とすることとした。（附則第五項関係）
㈠　一二歳となる日の属する年度の初日から一六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
㈡　平成九年四月二日から平成二一年四月一日までの間に生まれた女子であって、令和四年四月一日から令和七年三月三一日までの間において、少なくとも一回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けたもの
4　施行期日等
㈠　この政令の施行の日から令和八年三月三一日までの間、帯状疱疹に係る定期の予防接種の対象者のうち、1の㈠の者については、令和七年三月三一日において一〇〇歳以上の者及び同年四月一日から令和八年三月三一日までの間に六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる者とすることとした。（附則第二条第一項関係）
㈡　令和八年四月一日から令和一二年三月三一日までの間、帯状疱疹に係る定期の予防接種の対象者のうち、1の㈠の者については、六五歳、七〇歳、七五歳、八〇歳、八五歳、九〇歳、九五歳又は一〇〇歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とすることとした。（附則第二条第二項関係）
㈢　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条第三項～第五項関係）
㈣　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第八一号）（厚生労働省）

1　新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額の改定を行うこととした。（本則関係）
2　施行期日等
㈠　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項～第四項関係）
㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令**（政令第八二号）（こども家庭庁）

1　物価指数の変動に応じてその額の改定を行うべきことを定めた児童扶養手当法その他の関係法律の規定に基づき、令和七年四月以降の月分の児童扶養手当等の額の改定等を行うこととした。（本則関係）
2　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当等について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　令和七年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第三項関係）
4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇**特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第八三号）（厚生労働省）

1　令和七年四月以降の月分の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の額を改定することとした。（本則関係）
2　令和七年三月以前の月分の特別障害給付金について、所要の経過措置を規定することとした。（附則第二項関係）
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。